

北上市市長部局行政組織規則の一部を改正する規則

北上市市長部局行政組織規則（平成8年北上市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の下部組織)</p> <p>第2条 部設置条例第1条に規定する部に次の課、センター、係及び室を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 生活環境部</p> <p>ア 市民課 市民係 <u>登録係</u> 市民相談係 江釣子民生係 和賀民生係</p> <p>イ [略]</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(企画部の分掌事務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 企画部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法規文書係</p> <p>ア～ク [略]</p> <p><u>ケ</u> 庁内放送に関すること。</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p>	<p>(部の下部組織)</p> <p>第2条 部設置条例第1条に規定する部に次の課、センター、係及び室を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 生活環境部</p> <p>ア 市民課 市民係 <u>戸籍係</u> 市民相談係 江釣子民生係 和賀民生係</p> <p>イ [略]</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(企画部の分掌事務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 企画部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法規文書係</p> <p>ア～ク [略]</p> <p><u>ケ</u> [略]</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p>

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

(2)～(5) [略]

3・4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2 財務部資産経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 資産計画係

ア～カ [略]

キ 包括施設管理に関すること。

(2) 管財係

ア～エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

(2)～(5) [略]

3・4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2 財務部資産経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 資産計画係

ア～カ [略]

(2) 管財係

ア～エ [略]

オ 包括施設管理に関すること。

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

サ [略]

(3) [略]

3～5 [略]

(生活環境部の分掌事務)

第6条 生活環境部市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 登録係

ア～ク [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 福祉部国保年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国保年金係

ア～コ [略]

サ 福祉年金に関すること。

シ [略]

(2) [略]

2～4 [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 [略]

2 健康こども部子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 保育係

シ [略]

(3) [略]

3～5 [略]

(生活環境部の分掌事務)

第6条 生活環境部市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 戸籍係

ア～ク [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 福祉部国保年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国保年金係

ア～コ [略]

サ [略]

(2) [略]

2～4 [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 [略]

2 健康こども部子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 保育係

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

3 [略]

(都市整備部の分掌事務)

第11条 都市整備部道路環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

ア～ソ [略]

タ 江釣子庁舎の庁内放送に関すること。

チ [略]

(2)～(5) [略]

2 都市整備部都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 住宅政策係

ア・イ [略]

ウ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に規定する組合及び事業計画に関するこ

ア～ク [略]

ケ 乳児等通園支援事業に関すること。

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

3 [略]

(都市整備部の分掌事務)

第11条 都市整備部道路環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

ア～ソ [略]

タ [略]

(2)～(5) [略]

2 都市整備部都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 住宅政策係

ア・イ [略]

ウ マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に規定する組合及び事業計画に関するこ

と。

エ～キ [略]

(本庁の機関の組織及び会計管理者の補助組織の職制)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じて危機管理監、参事、技監、主幹、副主幹、保育指導副主幹、主事等、保健師等、看護師等、栄養士等、管理栄養士等、歯科衛生士等、社会福祉主事等、部付、課付又は運転技士を置くことができる。

(条例で設置する附属機関)

第42条 条例で設置される附属機関の名称、設置根拠及び所属は、次のとおりとする。

附属機関の名称	設置根拠	庶務を処理する課、機関等
[略]		
北上市少年センター運営委員会	[略]	
北上市スポーツ推進審議会	[略]	

。

エ～キ [略]

(本庁の機関の組織及び会計管理者の補助組織の職制)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じて危機管理監、参事、技監、主幹、副主幹、保育指導副主幹、主事等、保健師等、看護師等、栄養士等、管理栄養士等、歯科衛生士等、社会福祉主事等、保育士等、部付、課付又は運転技士を置くことができる。

(条例で設置する附属機関)

第42条 条例で設置される附属機関の名称、設置根拠及び所属は、次のとおりとする。

附属機関の名称	設置根拠	庶務を処理する課、機関等
[略]		
北上市少年センター運営委員会	[略]	
北上市文化芸術推進会議	北上市文化芸術基本条例（令和3年北上市条例第8号） ）	まちづくり部生涯学習文化課
北上市スポーツ推進審議会	[略]	

[略]		[略]	
北上市墓園委員会	[略]	北上市墓園委員会	[略]
北上市介護保険運営協議会	[略]	災害弔慰金等支給審査会	北上市災害弔慰金の支給等 条例（平成3年北上市条例 第91号） 福祉部地域福祉課
[略]		北上市介護保険運営協議会	[略]
北上市産業支援センター運営委員会	[略]	[略]	
北上市みどりのまちづくり審議会	[略]	北上市産業連携推進会議	北上市地域産業振興基本 条例（平成27年北上市条 例第16号） 商工部産業雇用支援課
[略]		北上市みどりのまちづくり審議会	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。